PCグリーンラベル制度
実施要領

（2010 年度版）

2009 年 12 月

一般社団法人 パソコン3R推進協会

目　　　次

PCグリーンラベル制度の概要

1 ラベルのコンセプト

環境に対するパソコンの包括的取組みを表現するもので、3つのコンセプトから構成されている。

- 環境だけでなく、3R も含めて環境に関する企業体制～製品設計/製造面に亘る広範囲な取組み姿勢を表現。
- ライフが極めて短いという商品特性を踏えて、自己宣言型とする。
- トップランナー方式ではなく、業界全体での環境への底上げを目指すというアプローチ。

2 ユーザーから見たラベルの魅力:“企業もパソコンも共に環境面で安心”

- パソコンを選択(及び使用)する上で、環境に関する情報開示が適切になされている。
- パソコンを使用する上で、省エネルギー性、安全性など環境に十分配慮された設計・製造がなされている。
- 使用済パソコンとして引取られた後も、適正処理がなされている。

3 ラベルの位置づけ

循環型社会の形成を促進する意志を表明するとともに、業界共通の自主的指針(目標)を満たした ISO14020 シリーズのタイプⅡ環境ラベル。製品審査基準との適合性については、メーカーの責任とし、一般社団法人パソコン3R推進協会(以下、「PC3R」という。)は一切の責任を負わない。

4 制度の対象製品

ノート型パソコン(タブレット型含む)、デスクトップ型パソコン、一体型パソコン及びディスプレイを対象とし、付属品(キーボード、マウス、リモコンなど)を含むものとする。(以下「パソコン」という。)
パソコンベースのシンクライアント(ハードディスク装置を内蔵していなく、かつ単体では機能しない端末)は、パソコン扱いとする。なお、販売形態がサーバーとして分類されるもの及びワークステーションは除く。

PCグリーンラベル制度の運営体制

1 運営体制

下記の「製品環境技術委員会」(以下「環境委員会」という。)を中心に運営を図る。

2 環境委員会のタスク

① PCグリーンラベル制度(以下「ラベル制度」という。)の運営・普及促進を図ることがタスクとなる。

② 具体的推進内容は下記の4点。

(a) 「基準内容の最終決定」及び「審査」

(b) ラベル制度の運営

(c) ラベル制度の定期的見直し

(d) ラベル制度の普及促進

③ 特に、(a)(b)(c)の諸々の基準作りについては、中立性、透明性、客観性をキープすることが重要であり、学識経験者を中心にした「PCグリーンラベル審査基準審議委員会」(以下「審議委員会」という。)を特別に設置して、基準案の策定をする。

3 具体的な活動内容

(1)「基準内容の最終決定」及び「審査」

① 審査基準の策定については、「審議委員会」がチェックリストを含めて、主体的に案をとりまとめ、その諮問案を最大限尊重して、最終的には「環境委員会」が決定する。なお、「環境委員会」の決定には、委員の過半数の同意を必要とする。
具体的な審査基準は、必要エビデンス資料などを明記した「記入マニュアル」に記載する。

② 審査については「企業審査」と「製品審査」があるが、前者については、①に定めた審査基準に適合しているかを客観的に判断し、「環境委員会」にて合否の最終決定を行う。後者については、ISO14020 シリーズのタイプⅡ環境ラベルの精神を尊重し、各メーカーサイドで所定のチェックリストにより、合否を決定できる形とする。

③「企業審査」について

(a)PC3R の正会員以外のメーカーがラベル制度を利用する場合は、事前に PC3R に入会する。

(b)新規参画メーカーは、所定のチェックリスト(様式1:PCGL−2009C)により、事業責任者名にて申請をし(申請は随時受け付ける)、「環境委員会」が審査基準との適合性から合否を判断する。申請後、1.5ヶ月以内を目処に、合否回答書を発行する。なお、不

合格の場合は、理由も指摘する。

◆ 基本的には、チェックリストの「必須」項目が全てクリアされていること。

(c)既企業審査合格メーカーは、1回/2年、実施要領発行後2ヶ月以内を目処に、更新のための申請をし、審査を受ける。

(d)追加項目/変更項目が発生し、かつ「環境委員会」が必要と認めた場合は、再審査を受ける。企業審査合格後、申請内容(連絡責任者も含む)に変更が生じた場合は、速やかに「環境委員会」に届け出るものとする(様式自由)。

(e)企業審査関連の書類は、「PCグリーンラベル担当」に郵送するとともに、電子メールで送付する(様式1は EXCEL ファイル、エビデンスは PDF ファイル等)。

④「製品審査」についてのメーカーの責務

(a) 上記「企業審査」で合格となった場合に、基本的には自己宣言型ラベルであるので、各メーカーが所定のチェックリスト(様式2:PCGL-2010P)により合否を客観的に判断してラベルを利用できる。ただし、出荷製品を対象とする。

◆ 実際の合否判断については、チェックリストの「必須」項目の全項目が満足されていることが大前提となる。

(b)合格判定をした場合は、各メーカーは速やかに下記の対応が必要となる。

◆所定の審査基準をクリアした内容を様式2により、「PCグリーンラベル担当」に報告をする(PDF ファイルにて電子メールで送付する)。報告は原則、ロゴマーク使用前とする。ロゴマーク使用後、1ヶ月以内に報告がなく、PC グリーンラベル担当が無断使用と判断した場合は、ロゴマークを無断で使用したものと見なす。ロゴマーク使用の起点は、当該製品の発売時期に伴って発行されるカタログ等から判断する。

「製品審査」は実施要領が発行され、企業審査に合格した以降、申請することができる。ただし、4項の「ラベル制度の適用」に定める条件を満足する製品が対象となる。

旧基準の製品を継続して販売する場合は、新基準にて再申請することができる。なお、新規製品を含め環境性能シート「環境配慮型製品情報」(様式 2-2)の記載内容に変更が発生した場合、様式2により速やかに「PCグリーンラベル担当」に再申請する。

◆合格した機種/モデルを自社の Web サイト「PCグリーンラベル適合製品」に掲載する。掲載期間は、当該製品の生産終了後5年以上とする。掲載する際は、基準年度を明記することが望ましい。

◆合格した製品は、本資料末尾の「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」及び「PC グリーンラベル環境性能の可視化に関する規程」により遵守を義務づける。

◆合格した機種/モデル名については、出荷開始後10年間をメドに、ユーザーからの問合せに対して確認できるように配慮をする。

◆合格と判断した際のエビデンス資料などについては、マネージメントを的確に実施し、ユーザーなどからの諸問合せに対応できる体制を有すること。

(c)「PCグリーンラベル担当」に報告済みの製品が、後に非適合と判明した場合は、対象製品の申請日、型名(型番)をフリーフォーマットで報告する。

(d)ロゴマーク使用メーカーは、『適合製品の<u>一般社団法人 パソコン3R 推進協会(または PC3R)が定める PC グリーンラベル</u>審査基準との適合性については、当社の責任で

ある。』を少なくとも自社のWebサイト（PCグリーンラベル適合製品が掲載されているページ等）に明記する。

注）下線部は必要に応じて記載することも可能とする。

⑤委員会事務局としての役割

(a)PC3RのWebサイトに、ラベル制度及び運営などに関するサイトを作り、ラベル制度の「チェックリスト」及び「記入マニュアル」の公開とともに、各メーカーの合格した機種/モデルがわかるようにポータル機能も持たせる。

(b)同時に、ユーザーから電子メールなどにて、種々の問合せも受け付けられるような配慮をする。

(c)また、各メーカーからの申請の仕方などに関する問い合わせ内容を FAQ 化して、便宜を図る。

(d)「企業審査」と「製品審査」の申請または報告をする時に使用する「チェックリスト」を電子データで PC3R の正会員に提供する。

(e)「製品審査」が適切に行われていることを確認するために、エビデンス資料の提出を各メーカー（製品審査の連絡責任者）に要求することができる。提出された資料に基づき、「事務局」において審査を行い、改善を求められたメーカーは修正案を再提出しなければならない。審査は原則、新製品発表のタイミングで行う。審査結果は、資料提出後2W以内を目処に事務局より通知される。なお、エビデンス資料の提出や「事務局」の指示に応じない場合は、ロゴマークの使用を取消すことができる。

(f)問題が起きないようにするために説明会等を利用し、メーカー関係者への周知徹底を図る（新基準発行後、適宜実施）。

(2)ラベル制度の運営

①ラベルに関する問合せや損害賠償請求などへの対応は、下記を基本スタンスとする。

(a)ラベル基準内容との相違に関し、メーカーまたはPC3Rに対してなされた問合せ、クレーム及び損害賠償請求については、全て該当メーカーが自社の責任において対応を図る。特にクレームについては、速やかに是正のための処置を図り、その内容・経過・対策・結果などについて、「環境委員会」に報告をするものとする(様式自由)。なお、PC3Rは、製品のラベル基準内容との相違に関して何ら責任を有するものではない。

(b)ラベル制度そのものについての問合せなどがあった場合には、PC3R の関連事務局が対応するが、必要に応じて「環境委員会」内のテーマとして審議し、速やかな対応を図る。

②本資料末尾の「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」及び「PC グリーンラベル環境性能の可視化に関する規程」により遵守を義務づける。

(3)ラベル制度の定期的見直し

「企業審査基準」は1回/2年、「製品審査基準」は1回/年を目処に項目・内容の見直しを図る。基準の見直し案は、「審議委員会」が策定する。なお、「企業審査基準」のチェックリスト（様式1）は、奇数年度（例:2009 年度）として発行される。

(4)ラベル制度の普及促進

効果的なラベル制度の普及促進策を継続的に検討・推進する。

4 ラベル制度の適用

①2010年度版の基準については、2010年4月1日以降に出荷する製品から適用する。
（4月1日以前に製品審査を申請することが可能である）
②2009年度版の基準については、2010年3月末までに出荷する製品に適用される。
（ロゴマーク使用後の事後申請は、最悪1ヶ月以内が容認される）
③当該基準が終了となる時期は、2011年度版の実施要領に基づく。

5 ラベル制度に関する PC3R 窓口

一般社団法人　パソコン 3R 推進協会
PC グリーンラベル担当
【電話】03-5282-7820　【FAX】03-3233-6091
【電子メール】pcgl_10@pc3r.jp
【住所】〒101-0052　東京都千代田区神田小川町3丁目8番地
中北ビル7階

PCグリーンラベル基準項目

C-1 「環境配慮型パソコン」を設計・製造できる企業体制

(1)環境管理システム

① パソコンの製品開発または最終製造(組立)にかかわる事業所(企業)は、ISO 14001(環境マネージメントシステム)または同等のシステムが構築・運用されていること

(2)オゾン層破壊物質

① オゾン層保護法に規制される化学物質が、パソコンの直接製品納入業者及び最終製造(組立)工程でも洗浄剤として利用されていないこと

② 使用済パソコンのリユースやリサイクル工程でも使用されていないこと

(3)事前評価

① 電子情報技術産業協会(以下、「JEITA」という。)の「パーソナルコンピュータの環境設計アセスメントガイドライン(20JEITA-CP-第 17 号)」(以下、「環境設計ガイドライン」という。)に準拠して、あらかじめ、パソコンの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めていること

② 製品を設計する際、使用済パソコンの発生量の抑制を図ると共に、再生資源または再生部品の利用の促進を図るなど、製品の事前評価を行うシステムが構築されていること

③ 評価を行うに際し、必要な記録をすること

(4)リデュースを配慮した体制

① 修理に係る技術者を確保し、自社製品の修理を行う体制が整っていると共に、製品を出荷後、当該製品について、少なくとも5年間、修理が受けられるよう体制が整備されていること

(5)回収及び適正処理

① 資源有効利用促進法及び廃棄物処理法に合致したリサイクルシステムを有すること

事業者もしくは家庭から排出されるパソコンに関して、排出者から回収拠点まで、回収拠点から中間処理施設(再生処理施設を含む)や最終処分場までの円滑な収集・運搬システムが構築されていること

適切な再資源化処理ができるような施設・システムを有すること

実際に使用済パソコンのリユース・リサイクルを担当する企業が、適切な環境管理システムを構築していると共に、その企業に対して定期的に監査(委託内容に関する実態把握含む)を実施していること

C-2 情報提供

(1)ユーザーに対する情報提供

① 製品の安全な使用方法、使用済となった時の問合せ窓口・処理方法などを、取扱説明書に記載するなどの情報提供ができていること

② 修理及びアップグレード性の条件に関する情報提供が適切にできており、問い合わせ窓口が容易に分かるようにしていること

③ 使用済パソコンの回収及び処理・再資源化の状況について、毎年度、公表すること

④ 定期的に環境報告書または CSR レポートを発行していること

注）以下の２点については、初回申請時にはPCグリーンラベルが取得されていないこと、継続申請時には審査されていないことを鑑み削除する。

・環境配慮製品としての基準がクリアされていることについて、ホームページなどを活用して、ユーザーが理解できるように情報開示がなされていること

・製品審査に合格したものは「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」に従い、ロゴマークを表示すること

(2)自治体に対する情報提供

① 使用済パソコンの引き取りに関する情報を公表すること

(3)保守関連企業(部門) に対する情報提供

① リデュースを促進する観点から、修理・保守を容易にするためのマニュアルを提供するなどの情報提供が出来ていること

(4)リサイクル・処理企業に対する情報提供

① リサイクル・処理企業が、使用済パソコンを適正処理できるように解体・処理の手順などに関する適切な情報提供が出来ていること
特に有害/危険物質に関して、処理安全性などの観点から適切な情報が提供されていること

P−1 環境に配慮した設計・製造

(1)省エネルギー性

① 製品は省エネルギーに配慮した設計であること

② 消費電力などの情報をカタログ及び取扱説明書、または製品本体に記載していること

(2)取扱い安全性及び電磁波影響

① 機器の安全性については、「JIS C6950」、「J60950」などの安全規格に準拠していること

② 電磁波影響については、下記に適合していること

「情報処理機器用表示装置の低周波電磁界に関するガイドライン（JEITA　ITR−3004)」

「VCCI(情報処理装置等電波障害自主規制協議会)」

(3)人と環境に影響を及ぼす恐れのある化学物質

① 日本の関連法規制を遵守し、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示（JIG-101）」を準用して含有化学物質を管理していること

② 25g 以上のプラスチック部品には、IARC（国際がん研究所）の発ガン性物質に分類される物質(レベル 1、2A) を使用していない、または R45/46、R50/51/53 及び R60/61 に分類される難燃性物質/調剤を 0.1%超えて使用していないこと

③ オゾン層保護法に規制される化学物質が、パソコンの構成部品、保守部品、包装材などに使用されていないこと

④ 鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の特定化学物質は、製品中で含有率が基準値以下であること

「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（JIS C0950）」または申請時点で有効な業界ガイドラインに基づき、グリーンマークを表示すること。また、除外項目に該当する部位がある場合は、Web サイトに含有情報を掲載すること

⑤ 直接長時間皮膚に接触する部品にはニッケルを含有してしないこと

⑥ アスベストを含有していないこと

⑦ ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）を含有していないこと

⑧ 炭素原子数 10～13、最低塩素重量濃度 48%の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)を含有してしないこと

⑨ AC コードの絶縁材、25g 以上のプラスチック部品、25g 以上のプリント基板はハロゲンフリーであること

⑩ 液晶バックライトの光源には、水銀含有量 5mg 未満／本の冷陰極管を使用しているか、または水銀を使用していないこと

⑪ 二次電池、バックアップ用コイン型電池及び乾電池に含まれる化学物質は、基準値以下であること （カドミウム：0.002%、鉛：0.004%、水銀：0.0005%）

⑬ 特定の揮発性有機化合物の放散量は、申請時有効な JEITA の「パソコンに関する VOC ガイドライン」に定める指針値以下であること

⑭ 包装材用プラスチックには、有機ハロゲン化合物を使用していないこと。また包装材は、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀の４物質合計で 100ppm 以下の含有基準であること

⑮ 取扱説明書には、塩素漂白紙を使用していないこと

(4)LCA 評価

① LCA（ライフサイクルアセスメント）による、製品の各ステージにおける環境影響評価を実施していること

P−2 3R に配慮した設計・製造

(1)リデュースを配慮した設計

① 製品は省資源化に配慮した設計であること

② 製品は長寿命化に配慮した設計であること

(2)リユースを配慮した設計

① ハードディスク装置(HDD)、フロッピーディスク装置(FDD)、ディスプレイ、光ディスク装置(ODD)、メモリーモジュール、CPU、ファンなどに、リユース可能なユニット/部品を使用していること

② リユース可能な部品/ユニットは、機能破壊されることなく分離できる構造を採用していること

③ パソコンのリユース対象部品の寿命または製造年月を把握していること

(3)リサイクルを配慮した設計

① リサイクルを容易にするため、機能を損なわない範囲で金属材料の統一、リサイクルを困難にする表面処理を行った材料の回避、リサイクル可能なプラスチックを採用していること

② 機能を損なわない範囲で、25g 以上のプラスチック材料については、種類の削減、または統合していること

③ 25g 以上のプラスチック部品には、「JIS K6899/K6999」または「ISO 1043/11469」に従った材料表示を行い、分別のための工夫を行っていること

④ マテリアルリサイクルが容易になるように、材料毎に解体できる構造であること

⑤ リサイクル時に、二次電池(バッテリー・パック)が明確になるような識別表示がされていること。また、二次電池は取り外しが容易な構造であること

⑥ 製品の回収及び運搬が容易な構造であること

(4)取扱説明書及び包装材に対するリデュース、リサイクルの配慮

① リデュースが配慮されていること

② リサイクルが配慮されていること

③ 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態であること

PCグリーンラベル適用申請書
記入マニュアル
【2009 年度　企業審査編】

1. 適用申請書

- 申請会社名：自社ブランドで日本国内に出荷する会社の名称
- 社印：公式の法人登録印とする
- 申請責任者名：本制度に関して何らかのトラブルが発生しても、対外的に責任がとれる人（当該企業で取締役以上の事業責任者が望ましい）
- 下記を添付資料として提出する
  - 会社の登記簿謄本（PC3R 正会員は不要）
  - 「製品審査」を申請する予定のある事業所(企業)は、別紙の補足説明欄に記載する

2. チェックリスト

「基準を満たす」場合は✔を記入する。エビデンスとして提出する資料のトップシートには、該当する項を記載する（例：C-2(1)①a）。

ホームページに掲載した情報を資料などにする場合は、資料は添付せずに別紙の該当する項にURL を記載する。

前回の企業審査で提出した資料に変更がない場合は、資料は添付せずに別紙の該当する項にその旨を記載する（記載例：2007 年度企業審査申請資料と同じ）。

C-1（1）環境管理システム

下記のいずれかに適合していることを示す資料を添付のこと

- 申請会社のパソコンの開発または最終組立を担当する事業所名（OEM　生産会社を含む）を明示すると共に、全事業所が ISO 14001 を取得していれば、基準を満たしていると判断する。なお、登録証（申請時に有効期限内であるもの）の写しを添付すること。
- ISO　14001　を取得していないが、それと同等レベルの環境マネージメントを構築・運用している場合は、その内容を示す環境報告書などの資料を添付すること（日本語/英語どちらでも可）

C-1（2）オゾン層破壊物質

- 「直接製品納入業者」というのは、OEM 先のことを意味する。
- オゾン層保護法で規制される化学物質とは、CFC、HCFC、臭化メチル、ハロン、HBFC、四塩化炭素、1.1.1-トリクロロエタンを指す。
- 製造工程及びリサイクル工程での使用とは、洗浄剤などの部品や製品の製造・リサイクルのために直接使用されるものを対象とする。

C-1 (3) 事前評価

下記のいずれかの資料を添付のこと

- アセスメントを実施していることを示す資料を添付のこと
  「環境報告書」「デザインチェックリスト」などでの代用も可

  「環境設計ガイドライン」準拠ではなく、独自に実施している場合には、実施内容を示す資料を添付のこと(様式自由)

- 「環境設計ガイドライン」は下記 URL からダウンロードできる。

  http://home.jeita.or.jp/ce/guideline/pc/DfE_assessment.pdf

C-1 (4)リデュースを配慮した体制

- 5年間以上の修理体制をもっていることを示す資料を添付のこと
  例えば、「取扱説明書」「マニュアル」などの写しでも可

C-1 (5)回収及び適正処理

- 家庭系及び事業系パソコンについて、下記のいずれかの許認可が取得できていれば「✔」とし、そのエビデンスを添付する
  - 「廃棄物処理法の広域再生利用指定制度又は広域認定制度の認定証」
  - 「廃棄物処理法の収集・運搬及び処理の許可証」
- 業務提携などにより対応する場合は、提携先が上記のように許認可証を取得できているというエビデンスを添付する
- リサイクル処理の委託先企業については、定期的に監査または確認を行うということを明示している資料を添付すること(一次委託先の範囲で可)

C-2 (1)ユーザーに対する情報提供

- ①a については、製品の安全な使用方法が記載されている取扱説明書の該当ページの写しなどを添付する

  ①b については、使用済みパソコン回収の問合せ窓口、処理方法が掲載されているホームページなどの写しを添付する
- ②については、修理条件、アップグレード、問合せ窓口が記載されている取扱説明書あるいはホームページの写しなどを添付する。なお、②b のアップグレード性については、ディスプレイは対象外とすることも可
- ③については、使用済パソコンの回収状況処理、再資源化の状況は掲載されているホームページの写しを添付する。なお、初回申請に限り除外する
- ④については、環境報告書などの資料を添付すること(日本語/英語どちらでも可)。環境報告書などを発行していないが、環境方針やリサイクルに関する情報がホームページに掲載されていれば「✔」とする。

C-2 (2)自治体に対する情報提供

- 自治体に適切な情報(引取条件)が提供されていることを明示する資料を添付する

C-2(3)保守関連企業(部門)に対する情報提供

- 情報提供内容を示す資料を添付のこと
  修理マニュアルが存在するという該当部分を資料として添付する

C-2(4)リサイクル・処理企業に対する情報提供

- ①については、リサイクル・処理企業が使用済パソコンを適正処理できるように、解体・処理の手順などに関する適切な情報提供が出来ていれば「✔」とし、関連書類を添付する。

  情報提供方法は、各社ホームページでの情報公開あるいはリサイクル・処理企業からの要求に応じての情報(資料)提供のいずれかとする。
- ②については、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)に関する含有情報が、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法(JIS C 0950)」に基づき、ホームページに掲載されていれば「✔」とし、ホームページの写しを添付する。

PCグリーンラベル適用報告書
記入マニュアル
【2010 年度 製品審査編】

1. 適用報告書

「デスクトップ型」のディスプレイを含めたセットモデルでは、「パソコン本体部分」と「ディスプレイ部分」に分けて各々報告書を提出する。
ただし、パソコン本体部分とディスプレイ部分の消費電力を別々に測定することができなく、かつ1本のACコードでコンセントに接続するものは(ディスプレイはパソコン本体からDC供給)、セットで報告書を提出する。デスクトップ型(セット)は、この定義に該当する。

- 申請分類:“新規”は当該製品を初めて申請する場合、“継続”は旧基準の製品を新基準にて再申請する場合、“更新”は記載内容に変更が発生した場合にそれぞれチェックする。
- 報告会社名:「企業審査」で承認されている会社名(グループ会社含む)を記載。
- 報告責任者:評価結果について、対外的に責任がとれる人。
  (日本国内の、製品の開発・設計責任者あるいは製品を評価した責任者で、部長クラス以上が望ましい)
- 連絡責任者:適用報告内容について、上記責任者との連絡窓口となる人。
  (PC3R 連絡担当者あるいは環境委員会メンバーが望ましい)

2. 環境性能

製品の環境性能等の情報をまとめたものである。適用報告書やチェックリストの結果から自動的に表示される箇所と入力する箇所がある。1項の適用報告書及び3項のチェックリストを記入後、未表示箇所を入力する。

- 情報更新日:環境性能シートの記載内容に変更が発生した場合、更新日を記載する。
- シリーズ名/型名(型番):シリーズ単位かつ装置サイズ単位かつ代表型名(型番)とする。代表型名(型番)(例:PC-AAAA**BB)とした場合、型名(型番)欄に「**」の説明を記載する。「**」の代替案として「a, b」などもある。なお、環境性能シートは公開するため、1枚に収めることが望ましいが、上記の方法が難しい場合やフォントサイズを縮小しても収まらない場合には、最大2枚まで許容する。
- 発売時期(西暦、年月):発売または発表前に申請する場合は、“年月”、発売後または発表後に申請する場合は、“年月日”を記載する。
- 製品アピール:製品固有の環境関連事項について記載する。
- お問い合わせ:外部からの問合せに対応できる部署のメールアドレス、Web URL、電話番号、FAX番号などが望ましい。なお、個人が特定できるメールアドレスは避けること。

3. チェックリスト

(1)自己宣言型ラベルであるので、必須項目については、全て満足する(✔印を記入)ことが大前提となる。なお、選択項目についいは、対応できるもの(✔印を記入)が1個以上必要である。加点項目については、環境性能を評価するもので、報告する製品が適合していれば「✔」とする。

(2)デスクトップ型(セット)については、以下の6項目に限り本体部分とディスプレイ部分それぞれが対応されている必要がある。一方が対応できていても他方が対応できていない項目がある場合は、その項目は対応できていないものとする。

①25g以上のプラスチック部品はハロゲンフリーである（ユニット除く）。
②25g以上のプリント基板はハロゲンフリーである（コンポーネント及びユニット除く）。
③特定の揮発性有機化合物の放散量は、申請時有効なJEITAの「パソコンに関するVOCガイドライン」に定める指針値以下である。
④取扱説明書には塩素漂白紙を使用していない。
⑤LCA（ライフサイクルアセスメント）を実施している。
⑥25g以上のプラスチック部品は金属メッキの表面処理を回避している。

(3)入力手順は以下のとおりである。

①”選択”“必須”及び”加点”をチェックする。P-1(3)⑬項のVOCについては、”適合”または”測定中”をチェックする。未チェックの場合は、“不適合”を意味する。
②”入力確定”ボタンをクリックする。適合状況に“不適合”が表示された場合は、未チェック項目があることを示し、未入力の必須項目欄がピンクに表示される。
また“入力確定”ボタンをクリックすると、必要なデータが環境性能シートに転送される。
③過去に作成したデータを引用して新規製品のデータを作成する場合は、以下のいずれかの方法による。

- 同一製品タイプにおいて一部のデータを修正する場合は、その部分を修正する。
  ただし、チェックリストを修正した場合は再度“入力確定”ボタンをクリックする。
- 別の製品タイプを入力する場合は、製品タイプを選択し直すと、タイプ別非該当項目、加点項目が Reset されるので再度入力し“入力確定”ボタンをクリックする。

P-1(1)①

- 国際エネルギースタープログラムは、適合条件があれば2項の環境性能シートの型名（型番）欄に記載する。
- 国際エネルギースタープログラム制度運用細則は、省エネルギーセンターのホームページからダウンロードできる。
  http://www.eccj.or.jp/ene-star/prod/outline.html

P-1(1)②

- 「消費電力などの情報」とは「消費電力」「エネルギー消費効率」「省電力機能」の説明を示す。（全てが書かれている必要はない）

P-1(2)①

- 同等の規格には、IEC60950、UL60950、CSA60950 などがある。

P-1(2)②

- 「JEITA　ITR-3004」は下記 URL からダウンロードできる。
  http://www.jbmia.or.jp/~tc/gl-lowfreq-3.pdf

P-1(3)①

- 関連法規を遵守し、また JGPSSI の「含有化学物質情報開示(JIG-101)」を準用していれば「✔」。ただし、「含有化学物質情報開示(JIG-101)」は、当面のあいだ、構成部品などの購入時ドキュメント（「購入仕様書」、「メーカー確認書」など）で確認していればよい。
- 「化学物質の使用」とは、素材、部品製造時に性能、機能を出すために必要な化学物質を意図的に添加することをいう。従って、想定しない物質（不純物）が混入する場合や、生産工程で使用されても理論的に素材や部品に残らない場合は、化学物質の使用に当たらない。
- 「含有化学物質情報開示(JIG-101)」は下記 URL からダウンロードできる。

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greendata/JIG200601/JIG_Japanese060105.pdf

〔参考〕

化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第 1 種特定化学物質及び安衛法(労働安全衛生法)で製造などが禁止される有害物質を使用していないこと。

P-1(3)②

- プラスチック部品とは、パソコン本体、キーボード、ディスプレイなどの筐体、内部シャーシー、ディスプレイスタンドなどに使用されるプラスチック製部品を指し、マウス、リモコン、AC アダプター、内部のユニットや部品などは対象外。
- IARC の指定物質の中で、高分子材料の原料として使用されているものは対象外。
- 「六価クロム」、「カドミウム」は P-1(3)④で、また「ホルムアルデヒド」は P-1(3)⑬で規定しているので対象外。
- 購入時に「発ガン性物質が使用されていない」ことをドキュメント(「購入仕様書」「メーカー確認書」など)で確認していれば、当面は「✔」という判断をする。
- IARC の発ガン性物質については下記を参照。

  http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html
- リスクフレーズの発ガン性物質については下記を参照。

  http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2004/l_216/l_21620040616en00030310.pdf#search='2004/73/EC'

P-1(3)③

- 構成部品などの購入時に「オゾン層保護法で規定された化学物質が使用されていない」ことをドキュメント(「購入仕様書」、「メーカー確認書」など)で確認していれば「✔」とする。

P-1(3)④

- 製品に含まれる特定化学物質の除外項目及び含有率の算出の考え方は、申請時に有効な「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 (JIS C 0950)」または申請時点で有効な業界ガイドラインを参照すること。
- グリーンマークは、製品、包装箱、カタログ類、ホームページ、取扱説明書のうち、一つ以上に表示すること。

P-1(3)⑤

- パソコンの操作時に長時間接触する部位として、ノート型のパームレスト、マウス、タブレット PC の筐体及びペンなどがある。

P-1(3)⑨

- プラスチック部品とは、パソコン本体、キーボード、ディスプレイなどの筐体、内部シャーシー、ディスプレイスタンドなどに使用されるプラスチック製部品を指し、マウス、リモコン、AC アダプター、内部のユニットや部品などは対象外。
- プリント基板とは、パソコン本体、ディスプレイに直接使用される部品実装前のプリント基板を指し、電源、HDD、ODD、キーボード、マウス、リモコン、部品などは対象外。
- ハロゲンは塩素、臭素を対象とする。プリント基板のハロゲンフリーの定義として、JPCA が定めている臭素:900ppm 以下、塩素:900ppm 以下、臭素+塩素:1,500ppm 以下とする。

  注)AC コードの絶縁材及びプラスチック部品には基準がないため、上記 JPCA 基準または各社の社内基準を暫定的に使用することも可能とする。

■ P-1(3)⑬

- タイプ群(製品区分)のなかで放散量の多い製品(容積、質量、ディスプレイサイズ、熱分布、材料データなどから判断)を選定し、この測定結果が指針値以下であるなら、タイプ群のなかの製品は全機種適合と見なす。ただし、ロットばらつきなどを考慮し、指針値に対しマージンが少ない場合は、複数台の測定を行い判断すること。
- “測定中”として申請した製品が測定後、“適合”あるいは“不適合”となった場合、様式2により速やかに再申請する。また、情報開示している環境配慮型製品情報(様式 2-2 の環境性能シート)の入替えなどを確実に行うこと。
- 「VOC ガイドライン」は下記 URL からダウンロードできる。
  http://it.jeita.or.jp/infosys/committee/environ/0509VOCguideline/index.html
- 「VOCガイドライン」が改版された時、新版の有効日から半年間は旧版に基づく測定の結果で判断することができる。なお、外部からの問合せに対応できるように、側定したときの「VOCガイドライン」のVersionを管理しておくこと。

■ P-1(3)⑮

- 有機ハロゲン化合物とは、ポリ塩化ビニルなどのプラスチック、プラスチックの難燃剤、プラスチックの発泡剤などを指す。

■ P-1(4)①

- LCA とは、製品の製造(素材、製品)、輸送、使用、廃棄/リサイクルの各ステージにおける環境負荷を定量的に評価する手法であり、ここでも同様に扱う。
- LCA の評価方法としては、各社独自の LCA プログラムあるいは第三者機関のものを使用して評価する。ここでは主に CO2 排出量に換算して評価する。

■ P-2(1)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
  従来モデルと性能比(単位性能あたり)で比較して同等以上であれば「✔」とする。

  性能とは、CPU 性能(複合理論性能:CTP)、ディスプレイ解像度などを指す。同じ解像度で機能(例:スピーカー)が追加された場合は、追加機能部分を削除して評価するか、新機種として考える。
- 再生プラスチックの定義は JIS Q 14021 による。

〔参考〕

> リサイクル材料含有率及びこれに関連する用語の定義は,次による。
> a) **リサイクル材料含有率** 製品又は包装中に含有するリサイクル材料の質量比。プレコンシューマ材料及びポストコンシューマ材料だけをリサイクル材料とみなさなければならない。なお,これらの材料は,次の用語の定義による。
> 1) **プレコンシューマ材料** 製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品,研磨不適合品,スクラップなどの再利用を除く。
> 2) **ポストコンシューマ材料** 家庭から排出される材料,又は製品のエンドユーザとしての商業施設,工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには,流通経路から戻される材料を含む。
> b) **リサイクル材料** 製造工程において回収[再生]材料から再加工され,更に最終製品,又は製品へ組み込まれる部品に使用される材料。
> c) 回収〔再生〕材料 廃棄物として処分されるはずの材料,又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが,代わってリサイクル又は製造工程のために,新規の原料に替わる原料として収集及び回収[再生]される材料。

■ P-2(1)②

- メモリーの増設など、メーカーが保証できる範囲で、ユーザーがアップグレードできるような配慮がされているかどうかにより判断する。
- 「一般的に利用可能な道具」とは一般に購入可能な道具を指す。

■ P-2(2)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

〔参考〕

- 「リユース」とは、ユーザーから使用済みとなり、回収された製品などから、リユース可能なものを選択し、そのまま、もしくはリペアなどを施した上で修理部品などに使用することである。

■ P-2(2)②

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 具体的には、製品設計段階でリユース対象部品などを取り付けているねじなどの数、種類、工法などが、取り外し容易な構造になっているか、また、解体・分離する際に使用する工具の種類や数が、必要最小限になっているかを評価して判断する。

〔参考〕

- 「リユース対象部品など」とは、「リユース可能な部品/ユニット」のことである。

■ P-2(2)③

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

■ P-2(3)①

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 具体的には、この製品が将来、使用済みとなった時に、リサイクルが可能と判断される部品や材料の質量割合を定量的に推定、評価していることを確認して判断する。

■ P-2(3)③

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 200 ㎜^{2}以上の平面がない部品及び機能を損なうおそれのある部品(例:液晶ディスプレイの導光板など)は除く。

■ P-2(3)④

- 「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。
- 原則的にリユース、マテリアルリサイクルを優先とするリサイクル可能率の向上が重要であり、特にプラスチック部品では、ラベル貼り付け、金属インサート、接着などの回避または削減がされていることを確認して判断する。
- 「異種材料」とは、製品／部品の組立工程での加工で異種材料が部分的に接着・接合され、解体時に物理的な力で単一材に分離できるものを示す。

  (例:プラスチック部品へのインサートネジ埋め込みなど)

■ P-2(3)⑤

- 取り外し容易とは、「環境設計ガイドライン」のA、B、Cレベルであれば「✔」という判断をする。

■ P-2(4)①

- 取扱説明書は、自社の責任にて製作したものを示す。

「環境を配慮したバージンパルプ」とは、紙の原料(木材など)が原料産出地の法律、規則を守って生産されたもの、または森林環境に配慮した森林認証材などで生産されたものを示す。

- 「電子マニュアル」とは、本体内蔵の HDD あるいは添付の媒体を指す。
- 質量については、従来モデルに比較して同等以下となっていれば「✔」とする。

■ P-2(4)②

- 「資源有効利用促進法」に準拠しているかどうかで判断をする。

〔参考〕

上記法律の中で、分別回収のための「指定表示製品」として、紙製容器包装とプラスチック製容器包装が指定されており、容器包装への識別表示が義務づけられている。識別表示のための識別表示マークは、上記法律で規定されているマークである。

下記 URL に事例がある。

http://www.aeha.or.jp/02/a02.html

■ P-2(4)③

- 主に段ボールを対象とし、「環境設計ガイドライン」をベースに判断をする。

PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程

1 目　的

本規程は、「PC3R 環境委員会」が定めた「PC グリーンラベル基準項目（以下、「基準項目」という。）」を満たしていることを示す「PC グリーンラベルロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）」の使用に関する規程である。
本規程を通じてロゴマークが適正に使用されることにより、「PCグリーンラベル制度」が健全に普及することを目的とする。

2 ロゴマークの使用範囲

ロゴマークの使用範囲は、「PC グリーンラベル製品審査基準（以下、「製品審査基準」という。）」を満たしている製品本体、製品カタログ、マニュアル、梱包箱、広告印刷物、Web サイト及びこれらに類するものを対象とする。

3 ロゴマークの表示方法

ロゴマークの表示は、可能な限り環境に配慮した方法を採用する。例えば、製品本体にロゴマークを表示する場合は、製品本体に直接表示するか、機器銘板など既存のラベルに直接表示することが望ましい。同様に梱包箱に表示する場合は、梱包箱に直接印刷することが望ましい。（個別のロゴラベルは資源の無駄となるため推奨しない）

4 ロゴマークの使用資格と使用責任

PC3R は、「PC グリーンラベル適用申請書【企業審査編】（以下、「企業審査」という。）」合格企業に対してのみ、ロゴマークの使用を許諾することができる。使用を許諾された企業（以下、「使用許諾メーカー」という。）は、ロゴマークを使用するにあたって、該当製品が「製品審査基準」を満たしていることを検証するとともに、継続的に検証しなければならない。また、使用許諾メーカーは、「製品審査基準」をクリアしていることについて最悪、ロゴマーク使用後、1ヶ月以内に PC3R 所定の「様式2 PC グリーンラベル適用報告書【製品審査編】」により、「PCグリーンラベル担当」に報告する。報告がなく、PC グリーンラベル担当が無断使用と判断した場合は、ロゴマークを無断で使用したものと見なす。なお、「製品審査基準」との適合性については、使用許諾メーカーの責任となるため、特段の注意が必要である。

5 使用規程違反の取り扱い

(1)ロゴマークの使用にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、ユーザーに誤解を与えるような表示または表現は避けなければならない。
(2)ロゴマーク使用製品が本規程及び「PCグリーンラベル環境性能の可視化に関する規程」に違反した場合、PC3Rはロゴマーク使用メーカーに対し、以下のペナルティーを科することができる。ペナルティーの目的は、違反行為により利益を得たメーカーへの制裁及び健全に取り組んでいるメーカーの保護である。

違反内容	ペナルティー内容
情報開示の内容が適切でない場合（基準年度ミス、評価項目チェックミス、環境性能レーティングミスなど）。ただし、過小評価・表示の場合は対象外とする。	表示内容等の変更を書面により指示することができる。指示後1ヶ月以内に情報内容が適切な内容に訂正されない場合は、ロゴマークの使用を取消すことができる。
ロゴマーク等を無断使用した場合	当該製品のロゴマークの使用を取消すとともに、違約金を徴収することができる。違約金は10円/台とし最高100万円とする（別途消費税）。違約金の支払いに応じない場合は、当該メーカーが販売した全製品のロゴマークの使用資格を剥奪するとともに、その内容を公表する。公

	表する内容は、メーカー名、製品名、対象台数、違反内容、処分内容などとする。

6 使用資格の消滅について

「基準項目」の見直しなどにより、「企業審査」合格の効力を失った企業は、同時にロゴマークの使用資格も消滅する。ただし、再申請により、改めて「企業審査」に合格した場合は、この限りでない。

7 ロゴマークに付随する文言

(1)ロゴマークを使用する場合は、次の例を参考に文言を付記しなければならない。

例 1)『PC3R「PC グリーンラベル制度」の審査基準(××××年度版)を満たしています。詳細は、Web サイト http://www.pc3r.jp をご覧下さい。』

例 2)『パソコンの設計・製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベルです。PC3R「PC グリーンラベル制度」の審査基準(××××年度版)を満たしています。詳細は Web サイト http://www.pc3r.jp をご覧下さい。』

注 1)一つのカタログに、旧基準と新基準に適合した製品を掲載する場合、該当年度と対象機種を明確にすること(例:PC-ABC:XXXX年度版)

2)Web サイトの URL は右記を使用してもよい。http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html

(2)製品カタログ及びマニュアルにおける上記(1)に掲げる文言は、"PCグリーンラベル"とともにロゴマークに隣接して記載する必要がある(記載例を下図に示す)。そのうえで、ロゴマークを別のページに単独使用することができる。
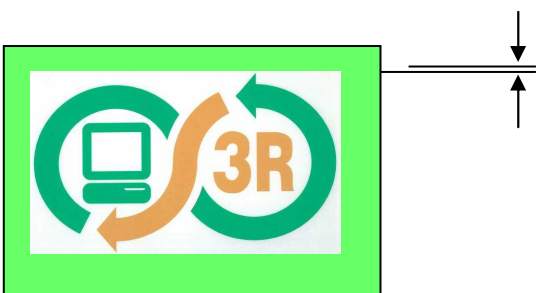
Webサイトにおいて製品の近傍にロゴマークを単独使用する場合は、ロゴマークに"PCグリーンラベル"を付与することが望ましい。

製品本体及び梱包箱には、"PCグリーンラベル"及び文言を記載する必要はない。広告印刷物などにおいては、脚注等に記載してもよい。

PCグリーンラベル
PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準(××××年度版)を満たしています。
詳細は、Webサイト http://www.pc3r.jp をご覧下さい。

基本デザイン	
デジタル・データを直接、または拡大・縮小したものを使用する。 複写機などで縮小・拡大しての使用は避ける。	
基本カラー	
カラー使用時 特色の場合 DIC：638 4色分解の場合 シアン 90%＋イエロー100% 特色の場合 DIC：163 4色分解の場合 マゼンタ 50%＋イエロー100%	
モノクロ使用時 100% アミ 60%	
背景色との関係	
背景色がロゴの色と近い場合は、1mm 以上の余白を設ける。	
最小使用サイズ	
左右 13mm 以上を推奨する。	
使用禁止例	
ロゴマークの変形、デザイン加工、基本色以外の使用は禁止する。 ただし、ロゴマークが小さい場合や梱包箱など印刷面の状態により、印刷品質を維持できない場合は、モノクロのグレー部分はアミ 30～100%の範囲で使用可能とする。	

PCグリーンラベル環境性能の可視化に関する規程

1　目　的

本規程は、「PC3R環境委員会」が定めた「PCグリーンラベル製品審査基準」に適合した製品の環境性能をランク付けし、消費者へのさらなる環境情報の提供と環境配慮型製品の市場の拡大を図ることを目的とする。

2　加点項目

PCグリーンラベル適合製品の環境性能を定義するため、加点項目を下表のとおり定める。加点項目はPCグリーンラベル製品審査（様式2）のチェックリストにおける加点項目を指し、「✔」が製品タイプごとの対象項目である。

項	加点項目	ノート型 ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ型（ｾｯﾄ） 一体型 ディスプレイ	デスクトップ型
1	国際エネルギースタープログラムの基準に適合している	✔	✔
2	液晶ディスプレイは周囲の明るさを感知して輝度を自動調整する省電力機能を保有している	✔	
3	ACコードの絶縁材はハロゲンフリーである（PVC含む）	✔	✔
4	25g以上のプラスチック部品はハロゲンフリーである（ユニット除く）	✔	✔
5	25g以上のプリント基板はハロゲンフリーである（コンポーネント及びユニット除く）	✔	✔
6	液晶ディスプレイのバックライトには水銀を使用していない	✔	
7	VOC（揮発性有機化合物）等の放散量はJEITAの「パソコンに関するVOCガイドライン」に定める指針値以下である	✔	✔
8	取扱説明書には塩素漂白紙を使用していない	✔	✔
9	LCA（ライフサイクルアセスメント）を実施している	✔	✔
10	再生プラスチックを使用している	✔	✔
11	25g以上のプラスチック部品は金属メッキの表面処理を回避している	✔	✔

3　環境性能の格付け基準

本規程の環境性能レーティング（以下、「レーティング」という。）は、PCグリーンラベル基準に適合された製品を加点項目の達成状況に応じて格付けするものである。格付けは星による三段階評価とし、基準の定義は下表による。

レーティング	★	★★	★★★
PCグリーンラベル基準	適合	適合	適合
加点項目達成率	35%未満	35%以上	70%以上
必須項目			上記２項の加点項目のうち、1項及び7項の適合

4 情報開示の内容

情報開示の内容は、適合製品のレーティング及び環境配慮型製品情報とする。

(1) レーティング及び基準年度

レーティングは"★★☆"のように表示する。ただし、表示が小さく、☆または★の識別が難しい場合には、例外として"★★"のように表示することができる。

レーティングに基準年度を隣接して表示する場合、基準年度は4桁(例:2010)とする。ただし、スペースがない場合には、下2桁(例:10)にすることができる。

レーティング及び基準年度の表示色は原則、モノクロ印刷とする。

(2) 環境配慮型製品情報

様式2-2の環境性能シートを開示する(下図)。

環境配慮型製品情報(2010)

＊必須

情報更新日(西暦、年月日)＊	
メーカー名	
製品タイプ	□ ノート型 □ デスクトップ型 □ デスクトップ型(セット) □ 一体型 □ ディスプレイ
対象ユーザー＊	□ 個人 □ 法人 □ 個人／法人
シリーズ名＊	
型名(型番)＊	
発売時期(西暦、年月)＊	
製品アピール(3行以内)	
PCグリーンラベル適合製品＊	http://www.
お問い合わせ＊	

本製品の環境性能は

<格付け基準>
★ 加点項目35%未満
★★ 加点項目35%以上70%未満
★★★ 加点項目70%以上 +1, 7項必須

項	環境性能加点項目	対応状況
	PCグリーンラベル(2010年度基準)に適合している	
1	国際エネルギースタープログラムの基準に適合している	
2	液晶ディスプレイは周囲の明るさを感知して輝度を自動調整する省電力機能を保有している	
3	ACコードの絶縁材はハロゲンフリーである(PVC含む)	
4	25g以上のプラスチック部品はハロゲンフリーである(ユニット除く)	
5	25g以上のプリント基板はハロゲンフリーである(コンポーネント及びユニット除く)	
6	液晶ディスプレイのバックライトには水銀を使用していない	
7	VOC(揮発性有機化合物)等の放散量はJEITAの「パソコンに関するVOCガイドライン」に定める指針値以下である	
8	取扱説明書には塩素漂白紙を使用していない	
9	LCA(ライフサイクルアセスメント)を実施している	
10	再生プラスチックを使用している	
11	25g以上のプラスチック部品は金属メッキの表面処理を回避している	

PCグリーンラベル基準の詳細については、http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html をご覧ください。

5 情報開示の方法

(1)Webサイトへの掲載方法

情報開示は原則、自社のPCグリーンラベル適合製品を公開しているWebサイトで行う。次の例を参考に、シリーズ名または型名(型番)の近傍にレーティング(★★☆等)の表示を行い、その部分にリンクを張り4項の環境配慮型製品情報をPDFまたはHTMLとして閲覧できるようにする。なお、同じシリーズおいて星の数が異なる場合は、ただし書きでの掲載も可とする。

例) PC-ABC(★★☆)

注)PC-ABCはシリーズ名または型名(型番)を示す。

(2)製品カタログ(Webカタログ含む)への記載方法

①製品カタログには、次の例を参考にロゴマーク、レーティング及び基準年度を記載しなければならない。ただし、同じシリーズおいて星の数が異なる場合は、ただし書きでの掲載も可とする。なお、レーティング等を記載することが原則だが、表示困難な場合には自社の PC グリーンラベル適合製品を公開している Web サイトに誘導することも可とする(注2)。この場合は、必要な情報が Web サイトに掲載されていなければならない。

例1）環境ページ等に一括記載する場合

	PC-ABC	PC-DEF
PCグリーンラベル PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準(XXXX年度版)を満たしています。詳細は、Webサイト http://www.pc3r.jp をご覧下さい。	★★☆	★☆☆

注）例2のように基準年度と組み合わせることも可能とする。

例2）仕様一覧に記載する場合（XXXXは基準年度）

	PC-ABC	PC-DEF
適合規格等	PCグリーンラベル（★★☆　XXXX）	PCグリーンラベル（★☆☆　XXXX）

例3）ロゴマークと組み合わせる場合（製品画像近傍等に記載する）

★★☆　XXXX

注）ロゴマークと組み合わせる場合は、ロゴマーク下の左側にレーティング、右側に基準年度を記載しなければならない。表示はロゴマークから 1mm 以上離し、表示高さはロゴ高さの 1/3 とする（1.5mm 以上が望ましい）。

②製品カタログにレーティングを表示する場合は、次の例を参考にレーティングの説明を記載しなければならない。なお、本内容はWebサイトやマニュアル等の他のものに記載することも可能とする。

『環境性能レーティング（星マーク）とは、加点項目の達成状況に応じて格付けしたものです。★は達成率35%未満、★★は35%以上70%未満、★★★は70%以上を示します。』

注1）製品カタログは総合カタログを対象とするが、単独カタログへの記載も妨げない。

2）Webサイトに誘導する場合、ロゴマークに付随する文言と合わせて、以下のように記載することも可能とする。

『PC3R「PC グリーンラベル制度」の審査基準（××××年度版)を満たしています。基準、適合製品及び環境性能レーティングの詳細は、http://www.pc3r.jp をご覧下さい。』

なお、Web サイトの URL は自社または以下を使用してもよい。

http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html

(3)製品本体、マニュアル、梱包箱などへの表示方法

製品本体、マニュアル、梱包箱などにロゴマークを表示する場合は、レーティング及び基準年度を表示しなければならない。ただし、マニュアルについては、表示困難な場合には自社の PC グリーンラベル適合製品を公開している Web サイトに誘導することも可とする（注2）。この場合は、必要な情報が Web サイトに掲載されていなければならない。

★★☆　XXXX

(4)広告印刷物等への表示方法

展示会、雑誌広告、ダイレクトメール等の広告印刷物等において製品を特定できない場合には、「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」に従って表示する。